

兵庫地域公害防止計画策定の背景と目的等

1 兵庫地域公害防止計画策定の背景と目的

公害防止計画は、公害が著しい地域において公害の防止を図るため、環境基本法第17条の規定に基づき、環境大臣の策定指示を受け、知事が作成する計画です。

兵庫県では、これまで、昭和47年度より7次にわたり公害防止計画を策定し、公害の防止に関する諸施策を推進してきました。

その結果、地域の環境は、全般に長期的には改善の傾向が見られるものの、環境基準を達成していない測定局があるなど、依然として改善すべき課題が残されています。

このため、環境への負荷をできる限り低減し、公害の早急な解決を図るとともに、公害の未然防止の徹底に努めることにより、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するため計画として策定します。

2 兵庫地域公害防止計画（案）の概要

（1）策定地域

神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市（7市）

（2）目標

環境基準の超過が見られた項目（二酸化窒素等）に係る環境基準の達成（本文P5「表1-3-1 計画の目標」参照）

（3）主要課題

交通公害

国道43号をはじめとする大気汚染及び騒音の著しい道路沿道や山陽新幹線鉄道沿線における交通公害の防止を図る。

大阪湾の水質汚濁

大阪湾のCODに係る水質汚濁、窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。

（4）計画の期間

平成19年度～平成22年度（4カ年）

（5）主な公害防止施策

交通公害

車種規制、低公害車の普及促進及びディーゼル自動車等運行規制など

大阪湾の水質汚濁

生活廃水処理施設の整備、事業者指導等（第6次総量削減計画）及び瀬戸内再生など

3 提出いただいたご意見等の取り扱いについて

県民の皆様から提出いただいたご意見等については、「兵庫地域公害防止計画」策定の参考とさせていただきます。また、提出いただいたご意見等の概要とそれに対する考え方は、計画策定時に発表します。